慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イギリスにおける金銭支払を命ずる判決の強制執行
Sub Title	Enforcement of money judgments in England
Author	島田, 真琴(Shimada, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.12 (2011. 12) ,p.575- 600
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	斎藤和夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111228-0575

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリスにおける金銭支払を命ずる判決の強制執行

島田　真琴

はじめに
一　情報開示命令
二　金銭支払を命ずる判決の強制執行手続の種類
三　ＴＣＥ法による改正の目的及び概要
四　ＴＣＥ法による改正の検討

はじめに

イギリスに所在する個人や法人に対し、イギリスの裁判所において金銭の支払を命ずる勝訴の確定判決を得た者（以下「債権者」という）が、判決を実現するには、相手方（以下「債務者」という）が任意に支払わない限り、強制執行手続をとらなければならない。イギリスの強制執行手続を規律する法規は、判決を下した裁判所や執行裁判所の審級、執行対象財産の種類、その所在地等によって異なり、極めて複雑でわかりにくい。そこで、イギリスの議会は、二〇〇七年に「審判廷、裁判所及び執行に関する法律」（以下「ＴＣＥ法」という）を制定し、強

制執行手続の簡便化・明確化を図った。[1] 同法の強制執行手続に関する改正規定は、二〇一二年の施行を目指して、現在その施行規則等に関する意見調整が進められている。

本稿は、イギリスの現行強制執行制度の概要を紹介した上で、ＴＣＥ法による改正の目的及び内容を検討するものである。

一　情報開示命令

確定判決を得た債権者は、強制執行可能な債務者の財産とその所在地を知る目的で、債務者所在地の県裁判所（County Court）に、債務者に対する財産開示命令（order to obtain information）の発令を求めることができる。[2] この申請を受けた裁判所は、債務者に対し、指定の日時に出頭し、宣誓の上、その資産や収入に関する質問に答えるべき旨の命令を発することができる。[3] これに従わない債務者は、裁判所侮辱罪により高等法院（High Court）から公判付託命令（committal order）を受け、刑事手続を経て禁錮刑に処せられる。[4]

なお、ＴＣＥ法は、右の債務者に対する情報開示命令を補完する目的で、第三者に対する情報開示命令及び政府等に対する情報提供要求の制度を設けている（後記三3）。[5]

二　金銭支払を命ずる判決の強制執行手続の種類[6]

債務者に金銭の支払を命ずる判決は、債務者の財産を売却して代金から回収する方法や債務者の有する金銭債権を取り立てる方法により実現される。その執行手続には、執行対象物件の種類に応じ、不動産・証券等に対す

る負担賦課命令（charging order）、動産等に対する強制執行令状（writ of fieri facias/warrant of execution）、金銭債権に対する第三債務者命令（third party debt order）、給与差押命令（attachment of earnings order）、財産保全管理人の選任（appointment of a receiver）等がある。複数の執行手続を同時並行して進めることも許されている。[7]

1　不動産・証券等に対する強制執行――負担賦課命令

㈠　管轄裁判所及び対象物件

勝訴判決を得た債権者は、県裁判所又は高等法院に対し、イギリスで登録された債務者の不動産、国債、証券（株式、社債、投資信託受益権等）に対する負担賦課命令（charging order）を申し立てることができる。[8] 対象物件所在地の県裁判所は常に負担賦課命令の管轄権を有しているので、ほとんどの事件は県裁判所に申し立てられる。[9] 他方、高等法院は、五千ポンド以下の支払を命ずる判決のための負担賦課命令に関する管轄権を有しない。したがって、高等法院において五千ポンド以下の支払を命ずる判決を受けた債権者が負担賦課命令を申し立てたい場合は、まず県裁判所への事件の移送を求めなければならない。[10]

負担賦課命令は、他の執行手続とは異なり、金銭債権保全のために債務者の不動産等に対して優先弁済権を確保する効力のみを有している。債権者が対象物件を売却してその代金から債権の満足を受けるには、裁判所に対して、別途の手続として対象物件の売却命令の申立てをしなければならない。[11] この命令は、対象物件の価額が三万ポンドを超えるときは高等法院にしか申し立てることができない。[12] よって、県裁判所の事件は高等法院に移送しなければならない。[13]

㈡　負担賦課命令の申立手続[14]

債権者から負担賦課命令の申立てを受けた裁判所は、その裁量により、債務者に通知や送達をせずに暫定的な

命令（interim order）を発するか否かを決定する。暫定命令が発せられた場合、申立債権者は、この命令を不動産登録所等に登録することにより、その後の担保権者等に対する優先権を確保することができる。裁判所は、暫定命令と同時に最終負担賦課命令の許否を審理するための審問期日を定め、申立債権者は、審問期日の二一日前までに、債務者、担保権者、知れたる他の債権者等、裁判所が指定した利害関係者に対して暫定命令を送達し、審問期日を通知する。[15]

㈢　最終負担賦課命令のための審問

暫定命令を発した裁判所は、審問手続により、債務者本人の状況、他の債権者が不当に害されるおそれはないかその他の事情を斟酌の上、その裁量により最終負担賦課命令（final charging order）を発するか否かを決定する。[16] 債務者が破産又は清算手続中であるとき、当該財産が担保割れの状態であるとき、債務が対象財産の価額に比して極めて少額であるときなどは、最終負担賦課命令が発せられない可能性が高い。[17] また、金銭の分割払を命ずる判決に基づく分割金の支払について債務者に不履行がない場合は、当該判決の執行のために最終負担賦課命令を受けるのは困難である。[18]

㈣　最終負担賦課命令の効力[19]

この命令の効力は、債務者の不動産等に対する担保（mortgage）を設定した場合における当該担保権と同一である。すなわち、債権者は、負担賦課命令後にその対象物件が売却された場合において、他の一般債権者やこの命令の後に設定された担保権者に優先して売却代金から弁済を受ける権利を取得する。この優先弁済権は、判決が命じた金額に対する法定の利息にも及ぶ。[20]

債権者が自ら対象物件を処分換金して債権の満足を受けるには、裁判所に対して、対象物件に対する負担賦課命令を執行するための売却命令を別途に求めなければならない。[21]

2　動産等に対する強制執行――強制執行令状

㈠　管轄裁判所及び執行機関

高等法院の勝訴判決を得た債権者は、高等法院に対して債務者が所持している動産等に対する強制執行を申し立てることができる。この申立てを受けた裁判所は、高等法院の執行官（High Court Enforcement Officer、以下、「ＨＣＥＯ」という）に対して、債務者の動産等を差し押さえて売却すべき旨の強制執行令状（writ of fieri facias）を発する。[22] 県裁判所の判決の場合は、原則として、県裁判所が強制執行令状（warrant of execution）を発し、当該県裁判所に配属されている執行吏（court bailiff）が動産等の差押え及び売却を実施する。[23] ただし、二千ポンド以上の支払を命ずる判決を執行する場合は、債権者の選択により、高等法院に事件を移送してＨＣＥＯに差し押さえてもらうことができ、また五千ポンド超の判決の場合は、高等法院に移送しなければ執行できない。[24] 県裁判所の判決を高等法院に移送して執行申立てをするメリットは、ＨＣＥＯに扱ってもらえる点に加え、判決が支払を命じた金額に対して、高等法院に移送した日以降年八％の利息が回収できる点である。[25] 県裁判所による五千ポンド以下の判決は、原則として無利息である。[26]

㈡　差押可能物件[27]

執行の対象となるのは、法定除外物件以外の債務者に属するあらゆる動産及び金銭・有価証券である。法定除外物件は、債務者が個人の業務のために必要な工具、書籍、車両その他の物品、債務者及びその家族の生活上最低限必要な衣類、寝具類、家財道具・備品等である。[28] また、一定の要件を備えた美術館や博物館が展覧会のために海外から借り入れた美術品等は、借入期間中は差押えが禁じられる。[29]

㈢　強制執行令状の効力[30]

高等法院の強制執行令状は、ＨＣＥＯがこれを受領した時における債務者の所有する差押可能な全ての物件に

及び、執行官は、その時価の合計額が令状に記載された債権額に達するまで、債務者の動産等を任意に選んで差し押さえることができる。県裁判所の差押令状の場合は、債権者による執行申立時に債務者が所有する全物件に及ぶ点において高等法院の令状とは効力の及ぶ範囲が異なっている。

㈣　執行の方法[31]

ＨＣＥＯ、県裁判所執行吏のいずれが執行する場合も、原則として、全差押物件を一度に競売し、その代金から搬出、競売費用を差し引いた残金を債権者に交付する。

なお、ＨＣＥＯや執行吏は、日本の執行官とは異なり、債務者の自宅の鍵をこじ開けて立ち入る権限までは認められていない[32]。ただし、判例法上、自宅と一体化していない債務者の仕事場や事務所の敷地に入るゲートを壊して立ち入ることはできる[33]。自宅内にある物品を差し押さえる目的で戸棚などの鍵を壊すことも可能とされている[34]。

3　金銭債権（給料債権を除く）に対する強制執行――第三債務者命令

㈠　管轄裁判所

確定判決を有する債権者は、第三者が債務者に対して売掛金、賃料、報酬、銀行預金等の金銭債務を負担していることを知ったとき、判決を下した裁判所に申立てをし、当該第三者に対して当該債務を債権者に支払うべき旨の第三債務者命令（third party debt order）を発するように求めることができる[35]。

㈡　執行可能な債権

この命令の対象となる第三債務者の債務は、後記の暫定命令が発せられる前に、既に発生していなければならない。たとえば、賃貸借契約に基づいて将来発生すべき賃料[36]、未発生の給料[37]、金額不確定の損害賠償債務[38]は対象

とならない。債務者と妻の共同名義の預金[39]、遺言執行者が管理する死亡した債務者の遺産[40]、公的管財人が管理する破産した債務者の残余財産[41]、債務者を受益者とする信託財産等[42]も同様である。他方、金額が未確定の医療債権や期日未到来の手形債権等、支払期日が到来していない債権でも発生済みであれば対象となる[43]。ただし、債権者は、当該第三債務者の債務が支払期に達する前は、第三債務者に支払を請求できない[44]。

なお、債務者が第三債務者に対する債権を他の者に譲渡した場合、当該債権はもはや債務者に帰属しないので、第三債務者に対する債権譲渡通知の前後にかかわらず、第三債務者命令の対象とはならない[45]。また、外国に所在する第三債務者に対しては、この命令を発することができない[46]。

㈢　執行の方法、効力[47]

第三債務者命令の申立てを受けた裁判所は、審問手続なしに暫定的な命令（interim order）を第三債務者に対して発し、この送達を受けた第三債務者は、債務者に支払うことができなくなる。この命令を受けた後に債務者に弁済した第三債務者は、二重払いのリスクを負担しなければならない[48]。第三債務者が銀行その他の金融機関である場合、当該金融機関は、命令を受けた後七日以内に、裁判所に対して口座番号、債権額等の情報を提示しなければならない。第三債務者が金融機関ではない場合、七日以内に令状記載の債務の有無や金額について書面により異議を述べなければならず、第三債務者がこれを怠ったとき、裁判所は令状記載どおりの債務が存在するものとみなすことができる。裁判所は、暫定命令から二八日以内の日を審問期日に指定する。債務者・第三債務者・他の債権者等のうち異議のある者は審問手続に出頭することができる。審問の結果、最終命令が出た場合、債権者は、第三債務者から直接取り立てて、自己の債権を回収することができる。

4　給料債権に対する強制執行――給料差押命令

㈠　管轄裁判所[49]

敗訴判決を受けた債務者が源泉課税方式の賃金労働者である場合、勝訴した債権者は、県裁判所に給料差押命令（attachment of earnings order）を求めることができる。[50]

この差押申立ては、原則として債務者居住地の県裁判所に対して行う。金銭支払を命ずる判決を下した裁判所が他の県裁判所や高等法院である場合、債権者は、まず、当該裁判所に対し、債務者居住地の県裁判所への事件の移送を求めなければならない。[51] ただし、債務者の居住地が不明な場合や債務者が国外に居住している場合は、判決を下した県裁判所に申し立てることができる。

㈡　差押可能な債権の範囲[52]

この差押えの対象となるのは給料から源泉税、社会保険料等を控除した金額であり、時間外勤務手当、賞与、特別手当、年金給付金、失業手当等も含まれる。他方、障害者年金、社会保障給付金、税額控除の還付金、軍役報酬、海員報酬、自営業者の収入等を差し押さえることはできない。差押命令が発せられた後に債務者が退職して自営業者になったとき、当該命令は失効する。また、債務者が失職又は転職した場合は、債権者の請求に基づき裁判所が新雇い主に命令の実施を指示するまでその効力を停止する。

㈢　差押命令の手続[53]

債権者から差押命令の申立てを受けた裁判所は、債務者にその旨を通知する。この通知を受けた債務者は、その後八日以内に、確定判決を受けた金額、訴訟費用及び差押申立費用の全額を裁判所に支払うか、又は債務者の雇い主、所得、支出、預貯金、他の負債等に関する情報及び給料から控除される金額に関する提案を裁判所に提出しなければならない。[54] 債務者がこの情報提供を怠り、かつ再度の命令にも従わない場合は、裁判所の公判付託

命令及び刑事手続を経て禁錮刑に処せられる。[55] 裁判所は、債務者が提出した情報だけで発令できると判断した場合、審問手続を経ずに給料差押命令を発して債務者の雇い主に通知する。ただし、多くの場合、それでは不十分なので、審問手続を経た上で差押命令が発せられる。

㈣　差押命令の効力[56]

裁判所は、差押命令により、債務者の雇い主に対し、①判決が債務者に支払を命じた金額、②債務者の月給又は週休から控除すべき金額、及び③債務者が受領すべき給料の最低金額を通知する。雇い主は、債務者に支払う給料から、（ア）右記②の金額、又は（イ）給料から右記③を減じた残額のうち小さい方を控除し、当該控除額を裁判所に支払わなければならない。裁判所は、雇い主から受領した金額から諸費用を差し引き、残金を債権者に交付する。

5　衡平法上の執行――管財人の選任

㈠　管轄裁判所

前記1乃至4の手続による金銭判決の執行が困難な場合、債権者は、高等法院又は県裁判所に対して、衡平法上の強制執行のための管財人（receiver by way of equitable execution）の選任を求めることができる。[57] この手続の管轄権は全ての裁判所が有している。[58]

㈡　執行可能な財産

衡平法上の強制執行は、申立てを受けた裁判所が、他の方法による執行は全て不可能であり、かつ管財人による執行が効果的であると判断した場合に限り、その裁量によって実施される。[59] 裁判所がこれを認めた例としては、担保に付された共有名義不動産からの賃料収入等の持分に対する執行、信託基金からの未発生収入に対する執行、

先取特権（lien）の対象である物件に対する執行、第三債務者命令が不可能な給料以外の未発生債権（前記二3㈡）に対する執行等がある。[60]

㈢　執行申立ての手続

確定判決の執行のために管財人の選任を求める債権者は、裁判所に対し、①管財人を必要とする理由、②管理すべき財産の価額及び収益、③確定判決の有無・債務者の不履行状況・他の方法による執行の結果・他の方法では執行できない理由等、及び④管財人候補者の氏名・住所・職業等を記した申立書とその証拠書類を提出しなければならない。[61]

裁判所は、その裁量により管財人を選任し、管財人に対して担保の供与を命じ、担保提供がない場合は解任することができる。[62]

㈣　執行の方法

管財人は、債務者の財産を管理して賃料収入、生命保険の満期還付金等を回収し、経費を控除した上で債権者に支払う。裁判所は、管財人の選任に際して、その報酬、保全管理のための銀行口座の開設、裁判所に対する回収金の支払その他の活動や費用支出に関する指示をすることができる。[63]

この手続によれば、将来債権や共有名義の預金口座等に対する執行も可能であるが、管財人に対する報酬が大きな負担となるので、管理財産からの回収見込金額が相当に高額の場合にしか利用できない。

6　破産の申立て

債務者に対する破産申立ても債権回収のための選択肢の一つである。債務者が破産を嫌って破産手続開始前に弁済する可能性があるからである。ただし、手続開始後は、一般債権者は全て平等に扱われ、優先弁済を受ける

ことができなくなる。[64]

㈠　管轄裁判所[65]

法人に対する破産申立事件（winding up petition）は、高等法院の大法官部特別裁判所[66]である法人裁判所（Company Court）が管轄するが、株式資本が一二万ポンド以下の会社の場合は、その登録事務所所在地の県裁判所に申し立てることもできる。個人に対する破産申立事件（bankruptcy petition）は、債務者が①ロンドンに居所又は事業所を有する場合、②イングランド・ウェールズ以外に居住している場合及び③所在不明の場合は高等法院、それ以外の場合はその住所や事業所所在地の県裁判所が管轄する。

㈡　破産申立ての手続[67]

支払不能に陥った債務者に対する破産申立ては、七五〇ポンド超の債権を有する者であれば、確定判決を得ていなくても行うことができる。ただし、債務者が債権を争って破産申立てが棄却されると、手続費用の負担も命ぜられるので、安易に申し立てるのは危険である。[68]債務者は、①七五〇ポンド超の債権者が法定の手続に従った督促をしても債務者が二一日以内に支払わなかったとき、②金銭支払を命ずる確定判決に基づき強制執行手続を実施したのに全額回収できなかったとき、又は③債務者が法人であり債務超過の状態であるときに、支払不能に陥ったものとみなされる。[69]

破産申立てをした債権者は、申立書を債務者に送達し、その証拠を裁判所に提出しなければならない。債務者が個人の場合、裁判所は、送達日から一四日経過後に審問期日を開く。債務者が法人の場合、申立債権者は、債務者への送達の八日後以降に破産申立ての事実を官報に公告しなければならず、公告日の八日後以降に審問手続が行われる。

他の債権者等が審問手続に参加したい場合は、審問期日の前日までに申立債権者にその旨を通知し、申立債権

者は、裁判所のために債権者一覧表を作成して裁判所に提出しなければならない。

審問期日において、裁判所は、その裁量により、破産申立ての棄却、破産命令、又は審問期日の延長その他の決定を行う。[70] 債務者が審問期日前に弁済した場合、債権者は一定の要件の下で破産申立てを取り下げることができる。[71]

㈢　破産命令の効果

審判手続により強制的破産命令が下された場合、裁判所は、会計士等プロの公的破産管財人（official receiver）を選任し、同時に、債務者及びその財産に対する全訴訟手続・強制執行手続は停止する。[72] また、破産会社による財産処分行為は破産申立ての日に遡って効力を失う。[73] 以後、債務者の全資産と負債は公的破産管財人によって調査、管理され、確定後、手続に参加した債権者に分配される。[74]

三　TCE法による改正の目的及び概要

TCE法による改正の主眼は動産執行制度の整備であるが、不動産等や債権に関する執行手続も若干変更されている。

1　不動産等に対する負担賦課命令に関する改正[75]

最終負担賦課命令は、金銭の分割払を命じる判決の執行のために申し立てた場合、債務者が分割金の支払を懈怠していない限り、認められない可能性が高い（前記二1㈢参照）。しかし、債務者が残債務を確実に履行するとは限らないのに確定判決を有する債権者が財産の散逸を防げないことには、不満の声が大きかった。

ＴＣＥ法は、この点を改めて分割払を命ずる判決の執行を可能にするため、分割払を命ずる判決の執行に基づいて負担賦課命令を発することができる旨、及び債務者が分割払を怠っていない事実はこの命令を発する上で妨げにはならない旨を明記した（同法九三条二項）。ただし、この場合は、債権者が裁判所に対象物件の売却命令を申し立てて、分割払債権の完全な満足を得ることは許されない（同法九三条三項）。

２　動産に対する強制執行令状に関する改正[76]

㈠　改正の目的[77]

イギリスの動産執行制度は、様々な制定法、規則、判例法により形成されたため、複雑かつ不明瞭な点が多かった。ＴＣＥ法は、裁判所の審級ごとに異なっていた執行申立ての要件、手続、執行機関を一本化し、かつ執行機関の権限を明確化することを目指している。

㈡　執行機関

現行制度上、高等法院による執行令状（writ of fiery facias）はＨＣＥＯ、県裁判所による執行令状（warrant of execution）は執行吏（bailiff）が執行している（前記二２㈠）。ＴＣＥ法はこれを統一し、大法官が定める規則に基づいて県裁判所が認証した者が執行代理人（enforcement agent）となる旨を定めている（同法六四条）。認証を受けた執行代理人は、同法別表一二の定めに従って執行手続を実施し、単一の規制に服する（同法六二条一、二項）。現在のＨＣＥＯや執行吏及び私的な執行業務を営む民間機関の多くは、同法施行後に執行代理人の認証を受けるものと予想される。また、同法は、高等法院、県裁判所の強制執行令状の名称をそれぞれ writ of control、warrant of control に改める等（同法六二条二項）、多くの用語を定義し直している（同法別表一二第三部）。

㈢　差押可能な物件

現在、ＨＣＥＯや執行吏は、法定除外物件（前記２㈡）以外の全ての動産、金員、有価証券について、その所在場所にかかわらず差し押さえることができる。[78] これに対し、ＴＣＥ法は、令状に記載された債務者の家屋その他の建物内にある物件及び公道上の物件（車両や車両内の物件等）以外は差し押さえることができない旨を定め、執行機関の権限を制限している（同別表第九条）。

また、現行法は、判決に記載された債権額を上回る価額の物件を差し押さえることができるか否かについて明記していなかったが、ＴＣＥ法上、債権及び執行費用額を上回る評価額の物件の差押えは、他に適当な物件が執行可能な場所に存在しない場合に限られる（同別表第一二条）。

㈣　強制執行令状の効力

現行制度上、高等法院が発した令状の効力が及ぶ物件と県裁判所の令状の効力が及ぶ物件とは一致していない（前記二２㈢）。ＴＣＥ法は、両令状の目的物件を、執行機関が令状を受領した時に債務者が所有している動産等に統一した（同別表第四段落三項）。

㈤　執行機関の立入権限等

ＨＣＥＯや執行吏は、令状があっても債務者の居宅の門扉をこじ開けて立ち入ることができない（前記二２㈣）。これは、「An Englishman's home is his castle」と判示した一七世紀初頭の判例法のためである。[79] ＨＣＥＯらの立入権限に関するその後の判例は、この原則の適用範囲を限定するための判断に腐心してきた。政府は、ＴＣＥ法の起草に際し、判例法上の原則を排除し、執行代理人による債務者居宅への立入権限を拡大しようとしたが、世論・マスコミの反発に遭い断念した。[80] なお、債務者の事務所、倉庫、店舗その他居宅以外の建物や公道上の車両等への立入りに関しては、執行代理人は、一定の条件の下で合理的な強制力を用いることができる（同別表第一

七段落)。ただし、この立入りに関し執行代理人は裁判所の許可を得なければならない(同別表第二〇及び三一段落)。許可条件の詳細は、今後作成される規則に定められる。

(六) 立入り前の通知

HCEOらは、債務者に事前の通知をしなくても、その居宅その他の建物に差押えのために立ち入ることが可能である。[81] これに対し、TCE法は、執行代理人は、立入り前に債務者に通知していない場合は、差押えをすることができない旨を定めている(同別表第七段落)。通知の時期、内容、方法等に関しては、今後作成される規則による。

(七) 差押物件の売却手続

TCE法は、執行代理人の占有物件に対する合理的な管理義務(同別表第三五段落)、適正評価義務(同別表第三六段落)、合理的な最高価額で売却する義務(同別表第三七段落)、及び売却・代金受領・債権者への支払等の手続(同別表第三八乃至五〇段落)について定めている。これらの詳細も、今後作成される規則による。

3 金銭債権に対する執行手続に関する改正

TCE法は、第三債務者命令の執行手続については特に変更していない。ただし、前記一に言及した第三者に対する情報開示命令は、主として第三債務者命令の申立ての便宜のために導入された制度である。[82] この命令を受けた第三者は、求められた情報を裁判所に開示しなければならない。これに基づく情報開示は秘密保持義務違反とはならないので(同法一〇一条九項)、第三者は債務者に対する秘密保持義務を根拠に開示を拒むことができない。ただし、①求められた情報を持っていないとき、②求められた情報の特定ができないとき、③情報の開示のために合理的な水準を超える労力や費用を要するとき等には、裁判所に理由を示して情報開示を拒むことができ

る（同法一〇〇条）。

これに加え、ＴＣＥ法は、政府・公的機関に対する情報提供要求の制度も設けている。これは、債務者の財産に関する情報を有する第三者が政府その他の公的機関である場合のための制度である（同法九七条）。開示命令とは異なり、要求を受けた公的機関はその裁量によりこれに応ずるか否かを決定することができ、情報提供を強制されない（同法九九条二項）。この要求に基づく情報提供及び右の開示命令に基づく情報の開示は、いずれもデータ保護法（Data Protection Act 1998）違反を構成しない（同法一〇一条三項）。

裁判所は、確定判決を得た債権者から、強制執行のために適切な情報入手の申立てを受けたとき、第三者への情報開示命令又は政府等への情報提供要求を行うべきか否か及びこのどちらを行うべきかについて、その裁量により決定する（同法九五条、九六条）。

第三者や政府等から情報開示を受けた裁判所は、判決を執行する上で最適な情報を債権者に提供する（同法一〇一条三項）。情報開示命令に基づいて入手した情報を、判決の執行その他裁判所が定めた用途以外に利用した者は、当該情報が公知であった場合を除き、禁錮刑及び／又は罰金刑に処せられる（同法一〇二条）。

4　給料差押命令に関する改正[83]

この制度に関するＴＣＥ法による改正点は次の二つである。

第一は、差押命令の後に債務者が転職した場合の手当てである。給料差押命令は、個人債務者に対する債権を回収するための簡便な執行方法として広く利用されているが、せっかく差押命令を得ても、債務者が転職してしまうと、申立債権者の請求により裁判所が新しい雇い主に命令の実施を指示するまで効力を停止する。申立債権者は債務者の転職先に関する情報を容易に入手できないので、差押命令の効果を発揮できなくなることが多かっ

た。TCE法は、この不便を解消するため、給料差押命令の効力が停止した場合、当該命令を発した裁判所は税務当局に対し、債務者の転職先等に関する情報の提供を求めることができる旨の規定を設けている（同法九二条）。税務当局は、当該債務者に関する源泉徴収税申告、社会保険料控除等を利用して得た情報を、その裁量により適法に裁判所に提供することができる。

第二の改正は、給料から控除を命ずべき金額の決定方法についてである。雇い主が債務者の給料から控除すべき金額は、裁判所が、債務者の所得や資産状況等を斟酌して決定するので、多くの場合、このための審問手続が必要となる（前記二4㈢）。TCE法は、控除額を給料手取額に応じた定率とすることにより、これに関する裁判所の判断を不要とし、手続の大幅な簡略化を図った（同法九一条、別表一五）。この控除率は、同法施行までに大法官が決定する（同法九一条三項）。

四　TCE法による改正の検討

最後に、イギリスの執行制度と日本の強制執行制度とを比較しながら、前記改正点について検討をする。

1　不動産等執行手続の改正について

イギリスの負担賦課命令は、不動産売却代金による債権の満足を予定する制度である点において、日本における不動産の強制競売手続と類似した面を有している。しかし、この制度の要件、効果及び実質的な機能は、我が国の不動産執行とは根本的に異なる。第一に、日本の強制競売は、競売による売却代金が担保権者及び申立債権者だけではなく、二重差押えや配当要求をした他の一般債権者にも配当される手続であるのに対し（民事執行法

（以下「民執法」という）八五条）、負担賦課命令は、申立債権者に対し担保権者と同等の優先弁済権を付与する効果を有している。第二に、日本法上は、不動産競売開始決定から売却・代金納付・配当まで一連の手続が進行するのに対し、負担賦課命令は、申立債権者に優先弁済権が生ずるだけの制度であり、不動産を売却するためには、別途売却命令の手続を執らなければならない。第三に、我が国では、債務名義に執行文が付され、かつ一定の手続的要件を充足すれば、ほぼ自動的に競売手続が開始するが（民執法二五条）、負担賦課命令の場合、裁判所は、債務者本人の状況、他の債権者が不当に害されないかその他の事情を考慮の上、その裁量により発令を決定する（前記二1㈢）。イギリスの負担賦課命令は、申立債権者に優先弁済権が付与される反面、申立てが認められるか否かの要件が不明確かつ限定的であるから、我が国のように不動産の資産価値が信用力の重要な評価基準とされ、不動産に対する執行が重視されている状況下では、妥当しないであろう。特に、分割払を命ずる判決のために負担賦課命令を利用できない点は、イギリスでも問題視されていた（前記三1）[84]。

ＴＣＥ法は、最終負担賦課命令の発令要件を緩和し、金銭債権の分割払を命ずる判決の執行のためにも不動産執行ができるようにする意図で、「判決が分割払を命じている」という事実は発令の妨げとはならない旨を明記し、この事実を、発令を決定する上での考慮事項から除外した（同法九三条）。ただし、改正法下でも、最終命令を発令するか否かの決定が裁判所の裁量によるべきことに変わりはない。したがって、この改正が実質的に機能するか否かは、ＴＣＥ法施行後、分割払判決の執行に関し、裁判所がどの程度この命令を発するかにかかっている。

２　動産等執行に関する改正について

強制執行令状による動産等の執行は、右記の不動産の場合よりも手続がはるかに簡便・確実であることから、最も利用頻度の高い執行手続である。債権者は、裁判所から受けた強制執行令状をＨＣＥＯや執行吏に交付する

だけで、あらゆる場所にある債務者所有物件を取り上げて売却・換金することができる。日本の民事執行法上の動産執行は、執行官に対して直接申立てができる点においてはイギリス法以上に簡便だが、差押可能物件は申立書に記載した執行場所所在物件に限られる[85]。また、日本法上、同じ物件に対して二重差押えや配当要求した他の債権者が債権額に応じた配当を受けられるのに対し（民執法一二五条、一四〇条、一四二条）、イギリスでは、執行機関が最初に受け取った強制執行令状に基づく動産執行が他の債権者の令状に優先するので、申立債権者に有利である[86]。ただし、裁判所の審級に応じて執行機関の種類、権限、規制に違いがある点、及び執行機関に債務者居宅への強制立入権限がない等の点は、この手続の便を削いでいる[87]。

この弱点を踏まえ、ＴＣＥ法は、執行機関を執行代理人に一本化するとともに、その権限を強化しかつ明確化することを目指したものである。しかし、同法は、執行機関の権限強化の点に関してはあまり成功しているように思えない。同法は、執行代理人に対し、一定の条件の下で、執行場所への立入り等のために合理的な強制力を用いる権限を与えている（同法別表一二第一七段落）。しかし、執行代理人は、その条件について裁判所の許可を得なければならない。許可条件に関する規則は未定だが、強制力を用いない他の方法を尽くしたことや執行場所が債務者の居宅ではないこと等が許可の条件とされる可能性がある[88]。そうなれば、ＴＣＥ法施行後に執行代理人が強制力を用いるのは、これまで以上に困難となる[89]。しかも、ＴＣＥ法は、令状記載の建物及び公道以外の場所に所在する物件の差押えを禁じ、かつ立入り前の債務者に対する通知を執行の要件としている（同別表九条）。これでは、事前通知を受けた債務者は、価値ある物件のほとんどを執行場所から搬出してしまうだろう。同法が執行機関の権限及びその限界の明確化を図った結果として、強制執行令状による動産執行手続は、その長所である簡便性・柔軟性・機動性を失うことになりはしないだろうか。今後、許可条件や通知に関してどのような細則が制定されるか、そして施行後にどのような運用がなされるかを注目したい。

3　債権執行に関する改正について

日本の民事執行法は債務者の財産の開示に関する制度を定めているが（民執法第四章）、実務上は十分に機能していない。手続が面倒であること、過料の制裁程度では債務者の十分な協力が期待できないこと、開示後の財産散逸・隠匿の可能性もあること等がその理由である。イギリスの情報開示命令もこれと同様であり、執行のためというより、債務者との交渉手段に利用されることが多い。[90]

ＴＣＥ法は、主として第三債務者命令による執行の便宜のため、第三者に対する情報開示命令及び政府等に対する情報提供要求の制度を設けている（前記三３）。これらが有効に機能すれば、これまで入手困難であった情報が債務者に知られることなく得られるので、第三債務者命令による強制執行が大幅に増加する可能性がある。ただし、情報開示命令、情報提供要求を行うか否かは裁判所の裁量により、また情報提供要求を受けた公的機関がこれに応ずるか否かは当該機関の裁量によるので、施行後の運用状況を見守る必要がある。

4　給料差押命令に関する改正について

ＴＣＥ法による二つの改正（前記三４）のうち、第一点（税務当局への情報要求）がどの程度有効であるかは、前記四３同様、施行後の運用を注視する必要があろう。

第二の改正事項（給料からの控除率の固定化）は、最も確実に実利が期待できそうである。日本の民事執行法は、給料手取額の四分の三に相当する部分（三三万円を上限とする）の差押えを禁じ、差押可能な範囲を固定している（民執法一五二条）。これに対し、イギリス法は、この金額を個別案件ごとに裁判所が決定するため、逐一審問手続を経る必要があり、債権者・債務者双方にとって煩瑣である（前記二４㈢参照）。ＴＣＥ法により控除率が固定化されれば、審問手続なしに給料差押命令が発せられることになり、そのメリットは大きい。もっとも、実務

上は、審問手続が任意弁済やその交渉のきっかけとなることもあるので、プラスの影響だけとはいえない。

〔追記〕

斎藤和夫先生には、塾法学部一年次の法学演習で、独留学を終えた直後の先生から譲渡担保法を習って以来、私の人生の様々な節目においてご指導を賜りました。退職されるにあたり、これまでのご貢献に敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。これからもよろしくお願いします。

（1）Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007. なお、同法は、裁判所・裁判官の構成、裁判外の審判制度の改正規定や借入美術品の保護に関する新設規定も含み、これらは既に施行されている。

（2）The Civil Procedure Rules 1998（以下「ＣＰＲ」という）71.2. ただし、この申立てには手続費用の負担を要する上、情報開示した債務者が強制執行を受ける前に財産を隠匿・処分してしまう可能性もあるので、あまり利用されていない（後掲注（3）p.440）。

（3）Craig Osborne 'Legal Practice Course Guide Civil Litigation 2005-2006' (Oxford Univ. Press), p.441.

（4）Civil Procedure Practice Directions（以下「ＰＤ」という）71, Rules of the Supreme Court（以下「ＲＳＣ」という）Order 52.

（5）ＴＣＥ法 Part 4, ss.95-105. ただし、これらはまだ施行されていない。

（6）拙著「国際取引のためのイギリス法」（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）二九六頁以下。

（7）CPR 70.2(2)(b).

（8）Charging Orders Act 1979 s.1(2), s.2, CPR 73.3.

（9）県裁判所（County Courts）は少額事件を中心に扱う最下位の裁判所である。高等法院（The High Court）は県裁判所の上訴事件のみならずほとんどの事件の第一審の事物管轄を有する（前掲注（6）一四頁以下参照）。

（10）CPR 70.3, PD 70.2, 70.3. イギリスには、我が国のような執行文付与の制度（民事執行法二六条）が存在しないので、事件を執行裁判所に移送することを要する。

(11) CPR 73.10, CPR Part 8, *Ezekiel v Orakpo* [1971] 1 W.L.R. 340, CA. ただし、実務上、負担賦課命令を得た債権者は売却命令のための手続までは執らないことが多い。

(12) County Courts Act 1984 s.23(c).

(13) Administration of Justice Act 1970 s.36, 前掲注(3) pp.447-448。

(14) CPR 73.4, 73.5, 73.6, 73.7, Charging Orders Act 1979 s.3.

(15) CPR 73.4(2)(b), CPR 73.5(1). なお、利害関係者を指定するための情報は、申立債権者が裁判所に報告する（PD 73 para.1.2(5)）。

(16) Charging Orders Act 1979 s.1(5).

(17) *Roberts Petroleum Ltd v Bernard Kenny Ltd* [1982] 1 W.L.R. 301 CA, *Robinson v Bailey* [1942] Ch. 268 at 271.

(18) *Mercantile Credit Co Limited v Ellis*, The Times, April 1, 1987, CA. 特に、県裁判所が分割払判決を下した場合は、法律上、債務者が分割金の支払を懈怠しない限り、この判決について負担賦課命令を発することができない（County Courts Act 1984 s.86(1)）。

(19) 前掲注(3) p.446。

(20) Judgments Act 1938, County Courts (Interest on Judgment Debts) Order 1991, PD 70, para.6.

(21) 前掲注(11)。

(22) Courts Act 2003 s.99. なお、ＨＣＥＯは、高等法院の職員や公務員ではなく、高等法院から委嘱を受けた民間人である。

(23) County Courts Act 1984 s.85.

(24) High Court And County Courts Jurisdiction Order 1991.

(25) Judgments Act 1938 s.17(1).

(26) County Courts (Interest on Judgment Debts) Order 1991 s.1(1). ただし、物品売買債権のための特別法（Late Payment of Commercial Debts (Rate of Interest) Order 1998）の適用がある場合を除く。

(27) Courts Act 2003 Sch.7, paras.9(2), 9(3), County Courts Act 1984 s.89(1).

(28) これらに該当することは、債務者が異議を申し立てて立証しなければならない（RSC Order 17 r.2A, *Toseland Building Supplies Limited v Bishop (t/a Bishop Groundworks)*, October 28, 1993, CA）。

(29) ＴＣＥ法第六部、拙稿「海外から借り入れた美術品等の差押え等を禁止する法律（海外美術品公開促進法）について」（二〇一一年、慶應法学二〇号）二〇五頁以下参照。

(30) Courts Act 2003 Sch.7, para.8, *Samuel v Sir J. Duke* (1838) 3 M.&W.622, County Courts Act 1984 s.99 (1), *Murgatroyd v Wright* [1907] 2 K.B. 333.

(31) Courts Act 2003 Sch.7, para.10, County Courts Act 1984 s.97. 前掲注（3）p.443。

(32) *Vaughan v McKenzie* [1969] 1 Q.B. 557 [1968] 1 All E.R. 1154, DC.

(33) *Hodder v Williams* [1895] 2 Q.B. 663.

(34) *McLeod v Butterwick*, The Times, March 12, 1996.

(35) CPR 72.2. 二〇〇二年三月以前は garnishee order nisi と呼ばれていた。

(36) *Barnett v Eastman* (1898) 67 L.J. Q.B. 517. 他方、発生済みの賃料はこの手続の対象となる（*Mitchell v Lee* [1867] L.R. 2 Q.B. 259）。

(37) *Hall v Pritchett* (1877) L.R. 3 Q.B.D. 215, *Mapleson v Sears* (1911) 105 L.T. 639.

(38) *Johnson v Diamond* (1855) 11 Exch. 73, Jones v Thompson (1853) E.B. & E. 63.

(39) *Hirschhorn v Evans* [1938] 2 K.B. 801 [1938] 3 All E.R. 491 CA.

(40) *McDowall v Hollister* (1855) 25 L.T.O.S. 185.

(41) *Prout v Gregory* (1889) 24 O.B.D. 281.

(42) *Webb v Stenton* (1883) L.R. 11 Q.B.D. 518 at 522 CA.

(43) *O'Driscoll v Manchester Insurance Committee* [1915] 3 K.B. 499 at 515 CA, *Hyam v Freeman* [1890] 35 S.J. 87.

(44) *Tapp v Jones* (1874) L.R. 10 Q.B.591 at 593, *Re Cowans' Estate, Repaier v Wright* (1880) L.R. 14 Ch. D. 638 at 643.

(45) *Holt v Heatherfiled Trust Ltd* [1942] 2 K.B. 1.

(46) *Kuwait Oil Tanker Co SAK v Qabazard* [2003] UKHL 31, *Societe Eram Shipping Co Limited v Compagnie*

Internationale de Navigation [2003] UKHL 20 [2003] 3 W.L.R. 21, CPR 72.1.

(47) CPR 72.4 -72.9.

(48) *Crantrave Ltd (In Liquidation) v Lloyds Bank Plc* [2000] Q.B. 917 [2000] 3 W.L.R. 877.

(49) CPR Sch.2, County Court Rules（以下、「CCR」という。）Order 27, r.3.

(50) Attachment of Earnings Act 1971.

(51) 前掲注(10)。

(52) Claire Sandbrook 'Enforcement of a Judgment 11th ed.'（Sweet & Maxwell, 2011）pp.301-302.

(53) CCR Order 27, r.7, r.7A.

(54) CCR Order 27, r.5.

(55) CCR Order 27, r.7A, Attachment of Earnings Order Act 1971 s.14(1). ただし、実務上、裁判所が債務者に刑事制裁を課すことはほとんどない（前掲注(3) p.449）。

(56) 前掲注(3) p.450。

(57) Supreme Court Act 1981 s.37, s.38, County Courts Act 1984 s.107, CPR Part 69.

(58) 実務上は、伝統的に衡平法上の事件を最も多く扱っている高等法院大法官部（High Court Chancery Division）に申し立てられ、又は移送されることが多い。

(59) *Maclaine Watson and Co Ltd v International Tin Council* [1988] Ch. 1.

(60) *Hills v Webber*（1901）17 T.L.R., *Hart v Emerkirk Ltd* [1983] 3 All E.R. 15, *Oliver v Lowther*（1880）42 L.T. 47, *Levasseur v Mason & Barry* [1891] 1 Q.B. 73, *Soinco S.A.C.I. and another v Novokusnetsk Aluminium Plant and others* [1988] Q.B. 406.

(61) PD 69.3. なお、この申立ては、緊急の必要その他衡平のために必要な場合であれば、確定判決を得る前の債権者も行うことができる（CPR 69.4, CPR 25.2(2)）。

(62) CPR 69.5. 実務上、債権者は申立ての際に、担保として提供する金融機関の保証状のドラフトを提出する（Appendix 2 to "A Guide for Receivers in the Chancery Division"）。

(63) CPR 69.6, 69.7, 69.8.

(64) John Birds, A J Boyle, etc. 'Boyle & Birds' Company Law 5th ed.' (Jordans, 2004) pp. 729–742. 前掲注(52) p.326 以下。

(65) Insolvency Act 1986（以下「ＩＡ」という）s.117, s.118, Insolvency Rule 1986（以下「ＩＲ」という）6.9(1).

(66) 高等法院には、女王座部、大法官部、家事部の三つの部があり、それぞれに特別裁判所が付属している（前掲注(6)一五頁以下）。

(67) IR 4.8, 4.11, 4.16, 4.17, 6.14, 6.16, 6.17, 6.18, 6.23, 6.24.

(68) *Anderson v KAS Bank NV* [2004] EWHC 532, Ch.

(69) IA ss.123(1)(a), s.123(1)(b), 123(2), .268(1)(a), 268(1)(b).

(70) IA s.125(1), IR, 6.25.

(71) IR 4.5.

(72) IA ss.130(1), 130(2), 183, 184, 273, 285.

(73) IA ss.127, 129. なお、個人破産の場合は破産命令の効力は命令があった日に生ずる（IA s.278）。

(74) F Oditah 'Winding Up Recalcitrant Debtors' [1995] LMCLQ 107 参照。

(75) HM Gov., 'Explanatory Notes to Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007' c.15 notes 411–413.

(76) 前掲注(75) Commentary on Part 3. なお、ＴＣＥ法は、不動産賃貸人による賃料取立ての手続も全面的に改定している。

(77) House of Commons Research Paper 07/22 1 March 2007 The Tribunals, Courts and Enforcement Bill [HL], pp. 32–36.

(78) Courts Act 2003 Sch.7, para.9. 実務上、令状に記載された執行場所以外の場所に所在する物件であっても、申立債権者から書面による指示があれば差押可能である。

(79) *Semayne's Case*（1604）5 Co.91.

(80) 前掲注(52) p.229、前掲注（77）pp.32–36。

(81) なお、県裁判所執行吏による立入りの場合は、事前に警告を与えているが、法律上の要件ではない（County Court Rules 1981 Order 26, r.7）。

(82) 前掲注(52) p.89。

(83) 前掲注(75) notes 409, 410。

(84) 日本の民事執行実務上は、分割払の債務名義でも無条件で執行文付与を受けられる（最判昭四一・一二・一五民集二〇・一〇・二〇八九）。

(85) 民執規則九九条。ただし、債権者が差押えの現場で債務者の転居先等の住所の補正をするときは、転居先等で実施できる（執行官提要一六〇頁）。

(86) Courts Act 2003 Sch.7, para.8, County Courts Act 1984 s.99(1).

(87) 前掲注(77) pp.29-31。

(88) 前掲注(52) pp.231-232。

(89) 判例法上、ＨＣＥＯらは一定の限度の強制立入権が与えられており（前記二2㈣）、この範囲の行為は裁判所の許可も不要である。

(90) 前掲注(3) p.441。